

岩手県及び市町村共有オープンデータ  
カタログサイト提供及び運用・保守業務

企画提案審査要領

令和5年6月  
岩手県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県及び市町村共有オープンデータカタログサイト提供及び運用・保守業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が6者以上となる場合には、ふるさと振興部科学・情報政策室が、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を行い、上位と評価された5者により、委員会において、企画提案書等による書面審査を行う場合がある。
- (3) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて報告するものとする。  
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等による書面審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

## 3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に文書で通知する。

(別表)

審査項目、審査観点及び配点 (200点満点)

審査項目	審査観点	配点	
1 全般	<ul style="list-style-type: none"><li>業務目的及び、内容を理解した提案となっているかを十分に理解した提案となっているか。</li><li>本事業の目的を達成する上で必要な実施項目が網羅されているか。</li><li>提案書が具体的で、業務内容が分かりやすい内容となっているか。</li></ul>	30	30
2 業務内容			
ア カタログサイト構築	<ul style="list-style-type: none"><li>機能要件を満たす内容となっているか。また、対応できない内容がある場合は、代替案が示されているか。</li><li>県内自治体職員が容易にオープンデータを登録できる内容となっているか。</li><li>十分なセキュリティ対策が講じられているか。</li><li>規定のサービスレベルが提供されているか。</li></ul>	40	100
イ 運用・保守	<ul style="list-style-type: none"><li>県内自治体職員からの問合せに対応できる内容となっているか。</li><li>カタログサイトが安定的に運用できる内容となっているか。</li><li>次年度以降、運用・保守が継続できる内容となっているか。</li></ul>	30	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>事業効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が実現可能なものとなっているか。</li></ul>	30	
3 業務履行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>過去3年間に類似の業務実績があるか。</li></ul>	5	20
	<ul style="list-style-type: none"><li>提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。</li></ul>	5	
	<ul style="list-style-type: none"><li>実施方法やスケジュールが具体的かつ現実的な提案となっているか。</li></ul>	10	
4 積算内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>積算単価や数量は妥当なものであるか。</li><li>提案内容との整合性がとれているか。</li></ul>	10	10
5 経費	<ul style="list-style-type: none"><li>価格の安価な順に、1位40点、2位30点、3位以下20点とする。なお、1位に同額複数者となった場合は、全者とも40点として、次の価格の参加者を2位の点数とする。2位以下が複数者となった場合も同様とする。</li></ul>	40	40